

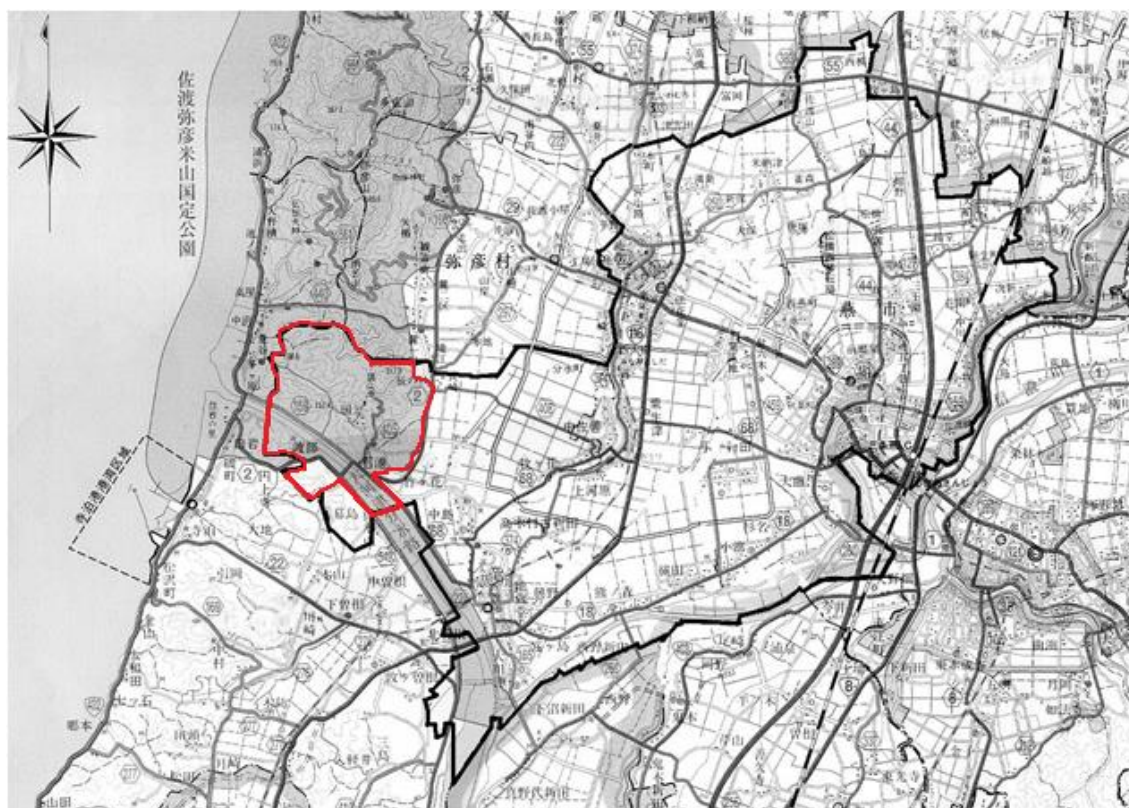
新潟県燕市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

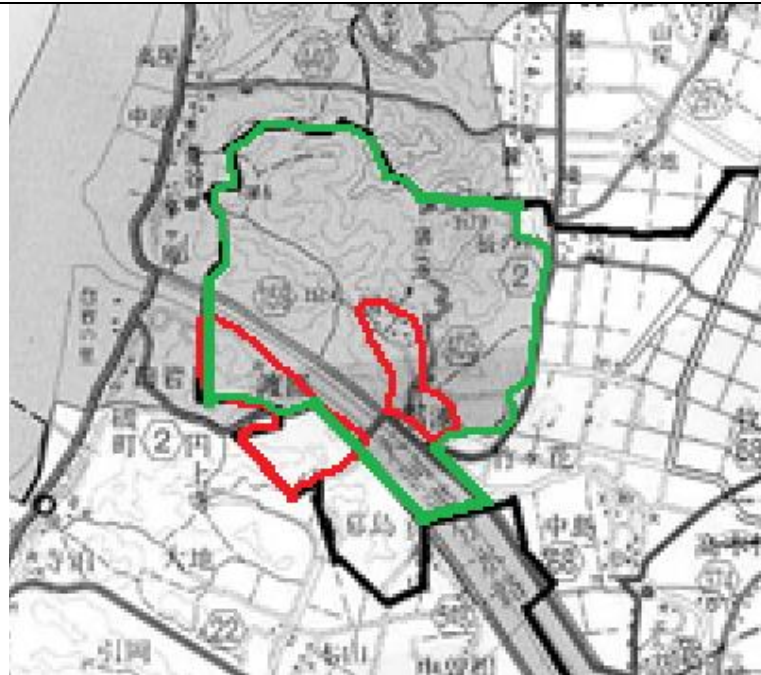
設定する区域は、平成 29 年 8 月 1 日現在における新潟県燕市の行政区域とする。ただし、本区域は自然公園法に規定する佐渡弥彦米山国定公園の一部区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区を含むものであるため、当該区域は本促進区域から除くものとする。総面積は 9,818 ヘクタールである。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園・都道府県立自然公園、その他の環境上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等）は、本促進区域には存在しない。



※黒線太枠内が新潟県燕市の行政区域。

※赤線枠内が促進区域より除外する地域（下記拡大図参照）。



※緑線枠内が佐渡弥彦米山国定公園の一部区域。

※赤線枠内が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区。

（２）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

燕市は越後平野のほぼ中央、新潟市と長岡市の間に位置し、総面積は 110.96 平方キロメートルを有している。当地域は上越新幹線「燕三条駅」及び北陸自動車道「三条燕 I C」といった高速交通機関があり、主要国道 116 号・289 号が整備され、J R 越後線・弥彦線が交差するなど交通網が充実している。また、信濃川と信濃川を分水し日本海に注ぐ大河津分水路、中ノ口川、西川に沿って形成され、国上山周辺を除いて平坦な地形である。

当地域の産業は、江戸時代の初期に農村の副業として始められた和釘製造に起因し、その後、銅器、ヤスリ、煙管などの製造に拡大し、大正時代からは金属洋食器、昭和に入ってから金属ハウスウェアの製造が活発化してきた。

現在、ステンレス・アルミ・チタン・マグネシウム素材のプレス加工、プレス金型製作、ステンレス・アルミ・鉄・チタン・コバルト・真鍮・樹脂素材の切削加工、精密板金、スピニング加工、パイプ・線材加工、鋳造、鍛造、研磨、溶接、表面処理と、金属加工工程の全産業が集積している。

交通インフラについては、上越新幹線「燕三条駅」及び北陸自動車道「三条燕 I C」を有し、J R 東京駅からは 1 時間 50 分、首都圏からは車で約 3 時間の距離にあり、一般国道は南北を縦断する国道 116 号と東西を横断する国道 289 号、J R 在来線は越後線と弥彦線が交差する交通の要衝となっている。なお、情報関係のインフラにおいては、市全域に高速通信網である光ファイバーケーブルが整備されている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当該地域は、雇用者数、売上高、付加価値額の5割強を製造業が占めており、製造業を中心とした経済構造となっている。特に製造業中の金属製品製造業の割合は高く（製造業付加価値額の約35%）、その高い金属加工技術を背景に、成長性及び持続性の高い産業への参入を後押しするとともに、I o T技術等の活用による生産プロセス改善を促進し、産地としての付加価値増加及び質の高い雇用の創出を目指す。また、本地域は製造業と関連の深い卸売業も多く付加価値を創出しており（全産業の約20%）、製造業と卸売業の連携による材料から流通までの一貫した製造流通体制を構築していくことで、より一層の産地産業の強化を図る。あわせてオープンファクトリーを観光資源として推進していくことで交流人口の増加を狙い、地場の工業製品の購買にもつなげていく。

(2) 経済的効果の目標

1件あたり平均6,709万円の付加価値額を生み出す地域経済牽引事業を24件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.35倍の波及効果を与え、促進区域で21.73億円の付加価値を創出することを目指す。

また、K P Iとして、地域経済牽引事業の平均付加価値創出額、承認事業件数、製造品出荷額等、新規事業の創出件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額（全産業）	—	2,173 百万円	—

（算定根拠）

6,709 万円（牽引事業1件あたりの平均付加価値創出額）×1.35（新潟県の製造業の生産波及効果係数）×24 件（目標承認件数）＝2,173 百万円

〔出典〕工業統計調査2010年、2014年、新潟県産業連関表2011年

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値創出額	—	6,709 万円	—

（算定根拠）

基本計画3（2）で承認要件として設定する付加価値創出額（3,700万円）を2倍した額＝7,400万円に、燕市の製造業1事業所あたりの付加価値額減少率（過去5年相当＝▲4.0%）を考慮した額＝6,709万円を目標額として設定。

◆3,700万円（新潟県の全産業1事業所あたり付加価値額）×2－691万円（17,299万円（2014年 燕市の製造業1事業所あたり付加価値額）×▲4.0%（燕市の製造業1事業所

あたり付加価値額減少率[過去5年相当])) = 6,709 万円

[出典] 工業統計調査 2010 年、2014 年、経済センサス-活動調査 (平成 24 年)

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の承認事業件数	—	24 件	—

(算定根拠)

年 4 件 × 6 年 = 24 件

	現状	計画終了後	増加率
製造品出荷額等	4,065 億円	4,375 億円	7.6%

(算定根拠)

第 2 次燕市総合計画目標値より引用

	現状	計画終了後	増加率
新規事業の創出件数	—	6 件	—

(算定根拠)

年 1 件 × 6 年 = 6 件

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の (1) ~ (3) の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 3,700 万円 (新潟県の 1 事業所あたり平均付加価値額 (経済センサス-活動調査 (平成 24 年)) を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 18.5% 以上増加すること。

(算定根拠)

売上増加率に準拠

②促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で 18.5%以上増加すること。

(算定根拠)

燕市の製造品等出荷額の増加率を上回る数値を設定。

◆ $40,652,963 \text{ 万円 (2014 年 燕市製造品出荷額)} - 36,128,925 \text{ 万円 (同 2011 年)} \div 3 \text{ 年}$
 $= 1,508,021 \text{ 万円 (1 年あたり増加額)}$

◆ $1,508,021 \text{ 万円} \div 40,652,963 \text{ 万円} \div 3.7\% \text{ (1 年あたり増加率)}$

◆ $3.7\% \times 5 \text{ 年} = \underline{18.5\%} \text{ (5 年間での増加率)}$

[出典] 工業統計調査 2014 年、経済センサスー活動調査 (平成 24 年)

③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 16.8%以上、もしくは 4 人以上増加すること。

(算定根拠)

燕市の製造業 1 事業所あたりの雇用者数の増加率を上回る数値を設定。

◆ $22.40 \text{ 人 (2014 年 燕市の製造業 1 事業所あたりの雇用者数)} - 20.13 \text{ 人 (同 2011 年)}$
 $\div 3 \text{ 年} = 0.756 \text{ 人 (1 年あたりの増加人数)}$

◆ $0.756 \text{ 人} \times 5 \text{ 年} = 3.78 \text{ 人 (5 年間での増加人数)}$

◆ $3.78 \text{ 人} \div 22.40 \text{ 人} \div \underline{16.8\%} \text{ (5 年間での増加率)}$

[出典] 工業統計調査 2014 年、経済センサスー活動調査 (平成 24 年)

④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 17.6%以上、もしくは 1,430 万円以上増加すること。

(算定根拠)

燕市の製造業 1 事業所あたりの給与支払総額の増加率を上回る数値を設定。

◆ $8,113 \text{ 万円 (2014 年 燕市の製造業 1 事業所あたりの給与支払総額)} - 7,253 \text{ 万円 (同 2011 年)}$
 $\div 3 \text{ 年} = 286 \text{ 万円 (1 年あたり増加額)}$

◆ $286 \text{ 万円} \times 5 \text{ 年} = 1,430 \text{ 万円 (5 年間での増加額)}$

◆ $1,430 \text{ 万円} \div 8,113 \text{ 万円} = \underline{17.6\%} \text{ (5 年間での増加率)}$

[出典] 工業統計調査 2014 年、経済センサスー活動調査 (平成 24 年)

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

【重点促進区域１：地図上の位置Ａ】

杣木字中道下、杣木字善九郎、杣木字赤間田、杣木字大通、杣木字小成、杣木字中道上、杣木字釜田、杣木字飛永、東太田字阿根、小関字大通、小関字野中、小関字江東、大関字東川根、蔵関字江西、蔵関字江東、蔵関字道上、蔵関字道下、柳山字裏畑、杉柳字杉柳、杉名字杉名、小池字上通、小池字八人切、小池字下通、小池字中通、物流センター一丁目、物流センター二丁目、物流センター三丁目、物流センター四丁目、野本字村附、野本字筒向、吉田西太田字潟向、吉田西太田字横田郷屋、吉田下中野字潟ノ内、吉田下中野字潟向、吉田下中野字土手外、吉田法花堂字新田前、吉田法花堂字土手外、下栗生津字山ノ下

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 383 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として金属加工業を中心とする中小企業が集積しており、上越新幹線燕三条駅、北陸高速道三条燕 I C からともに 5 キロ程度とアクセスも良好である。当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。また、本区域は東部に農用地区域及び北部に第 1 種農地を含んでいるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合」にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

【重点促進区域２：地図上の位置Ｂ】

笈ヶ島字興野前、笈ヶ島字谷地、笈ヶ島字五郎右エ門田、笈ヶ島字本成寺森、笈ヶ島字三ツ石、熊森字土免、熊森字八幡田、新興野、砂子塚字片向

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 38 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として金属加工業を中心に電気機械器具製造業など多様な業種の中小企業が集積している。区域内を国道 116 号線が横断しており、市内外からのアクセスも良好である。当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。また、本区域は農用地区域を含んでいないものの、第 1 種農地を含んでいるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合」にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

【重点促進区域3：地図上の位置C】

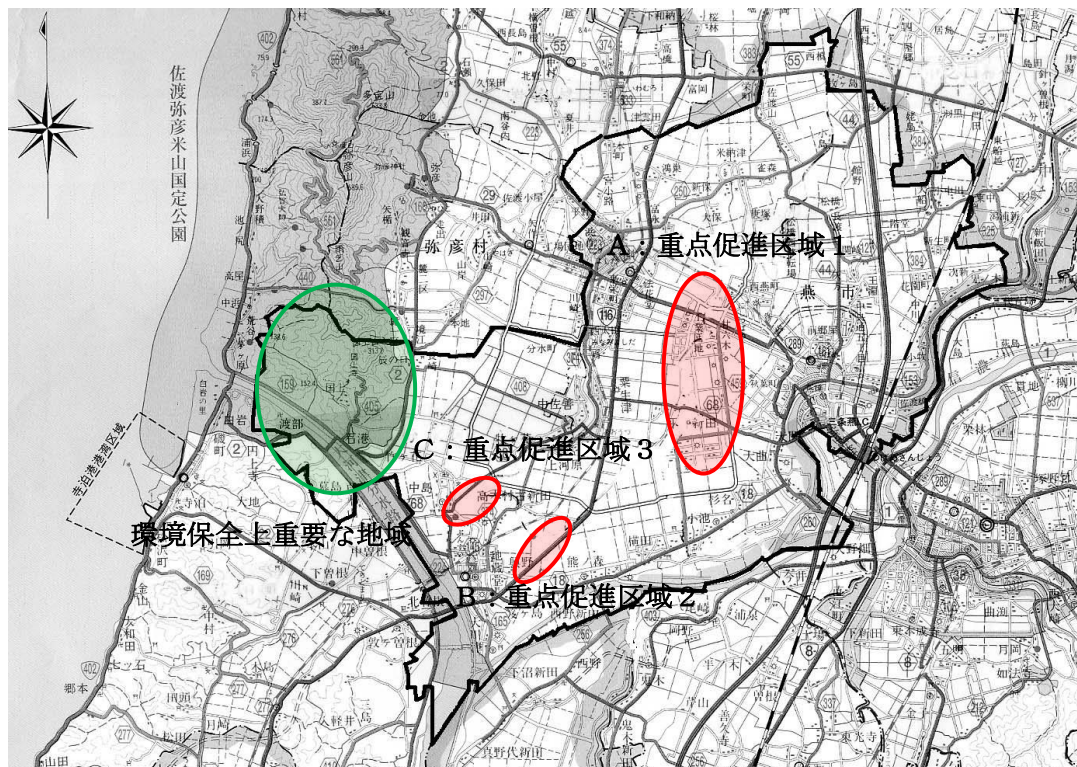
分水あけぼの一丁目、砂子塚字下川原、新堀字内向野、新堀字大向野、新堀字下川原、新堀字中島野、中島字向野、牧ヶ花字上川原、佐善字向野、佐善字川向

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は22ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として金属加工や樹脂加工など多様な業種の中小企業が立地している一方、区域内には8ヘクタールほどの空き用地があり、新たな工場用地として十分な面積を備えていることから、当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。また、本区域は農用地区域を含んでいないものの、第1種農地を含んでいるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(地図)



※重点促進区域には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区及び自然公園法に規定する国立公園・国定公園は含まれていない

(2) 区域設定の理由

【重点促進区域 1】

設定した区域は、「平成 28 年度工場適地調査」において大通川流域工場適地、法花堂・下中野工場適地、野本工場適地として調査簿に記載された地域及び大通川流域工場適地に隣接する一部地域である。市内には遊休地は存在しておらず、当該地域は金属加工業を中心とする中小企業が集積し、市内製造業の付加価値の多くを占めており、成長ものづくり分野を推進するため、本地域を重点促進区域とし、集中的に支援を投入していく。

工場適地として調査簿に記載された地域は農振農用地を含んでおらず、農振農用地である大通川工場適地に隣接する一部地域等の残る用地に企業が立地する際には関係者と協議しつつ農用地区域からの除外及び農地転用手続きを進めていくこととなる。

【重点促進区域 2】

設定した区域は、「平成 28 年度工場適地調査」において笈ヶ島工場適地として調査簿に記載された地域である。当該地域は金属加工業を中心に電気機械器具製造業など多様な業種の中小企業が集積している。工場適地であることから農振農用地を含んでおらず、残る用地に企業が立地する際には関係者と協議しつつ農地転用手続きを進めていくこととなる。また、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく農村地域産業導入地区となっており、同法の税制等優遇措置も活用できる。

なお、現在、当該重点促進区域内の他の産業用地は全て活用されている。

【重点促進区域 3】

設定した区域は、「平成 28 年度工場適地調査」において分水北部工場適地として調査簿に記載された地域である。当該地域は金属加工や樹脂加工など多様な業種の中小企業が立地している。工場適地であることから農振農用地を含んでおらず、残る用地に企業が立地する際には関係者と協議しつつ農地転用手続きを進めていくこととなる。また、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく農村地域産業導入地区となっており、同法の税制等優遇措置も活用できる。

なお、現在、当該重点促進区域内の他の産業用地は全て活用されている。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

別紙 1 に記載

※設定する区域は、平成 23 年 2 月 28 日現在における地番により表示

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①燕市の金属加工産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②燕市の単加工の中小製造業者の集積を活用した I o T の地域展開
- ③燕市の地域ブランドを活用した創業・イノベーション分野
- ④燕市の卸商社及び中小製造業者の集積を活用した産地一貫製造流通体制のものづくり分野
- ⑤燕市の中小製造業者の集積を活用したオープンファクトリーの推進による観光振興
- ⑥燕市のオープンファクトリーのノウハウを活用した農林水産分野

(2) 選定の理由

①燕市の金属加工産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本地域は、プレス・切削・鍛造・精密板金・表面処理等の多様な金属加工業が集積しており（金属製品製造業事業所数 1,318 事業所〔H26 経済センサス-基礎調査〕）、当該地域の付加価値の 2 割弱を金属製品製造業が生み出している。それらの金属加工技術は、成長分野といわれる医療機器やロボット、オリンピック・パラリンピックを見据えたスポーツ器具等の分野等にも存分に活かすことが可能であり、そのような分野に挑戦していくことで産地の技術の高度化も図ることができる。

具体的には、平成 25 年より市の委託を受けて、ものづくり中小企業で組織される「燕市医療機器研究会」において医療機器の試作開発を行っており、その活動の中で医療機器製造許可を取得した企業も複数出てきている。このように医療機器産業への本格的な参入に向けた環境が整いつつある中で、医療機器の一大供給地化を目指す。

また、ロボットなどの F A 装置関連企業や、それらの周辺部品を製造する企業が有する先端技術を、金属加工業等の生産現場に取り入れることで新たな付加価値を創出する。

あわせて、近年の製造業の国内回帰の潮流をとらえ、最終製品をもつメーカーと高い加工技術をもった地域中小企業との研究開発を促進し、産地製品の高付加価値化を狙う。

このことにより、多様な技術を有する金属加工産業を支える地域中小企業が集積している強みを活用し、成長ものづくり分野への挑戦を推進していく。

②燕市の単加工の中小製造業者の集積を活用した I o T の地域展開

本地域は、単加工の中小製造業者が集積し、それらの工場を半製品がまわっていくことで最終的に M a d e i n 燕製品が出来上がるといった、まさに燕は一つの工場といった体を成している（【参考 1】人口 10 万人あたり製造業事業所数《燕市》875.31 事業所（新潟県内 1 位）【参考 2】製造業 1 事業所あたり従業者数《燕市》8.74 人《全国》23.52 人）。

しかし、現状では企業内および企業間（工程間）での工程管理・情報共有はアナログな手法で行われている場合が多く、今後、そういった情報をデータ共有・蓄積・活用等して

いくことで、生産プロセスの改善やトレーサビリティの確保など産地として新たな付加価値を創出する可能性を秘めている。このことは、工程毎の分業体制が採られている本地域においてより一層の強みを発揮するものであることから、I o Tを本地域に展開し、全国的なモデルケースを目指す。

③燕市の地域ブランドを活用した創業・イノベーション分野

近年、『燕三条 工場の祭典』や『燕三条ものづくりメッセ』などの積極的な産地PRにより、本地域のものづくりへの注目が高まってきている。第11回地域ブランド調査2016では「市区町村イメージ想起率」で燕市が“地場産業が盛んなまち”との評価で全国2位となった（前年4位）。このような本地域への注目の高まりの中で、地域内外の感度の高い人たちが産地のもので実際に体験できるものづくり工房（ファブラボ）等の立地を推進し、それらの利用者による創業や、そういった人材が地場のものづくりに触れることで生まれる新規事業の創出・イノベーションを通じて地域の付加価値増を図る。

④燕市の卸商社及び中小製造業者の集積を活用した産地一貫製造流通体制のものづくり分野

本地域の特性として、製造業はさることながら、それに関連する卸売業の全産業に占める割合も高く、全産業付加価値額の2割を占めている。本地域の卸売業は、地場でつくられた製品を国内外に展開するとともに、より消費者に近い立場でニーズを汲み取り産地にフィードバックする大きな役割をもっている。材料～加工～流通まで産地一貫の製造流通体制を構築することで付加価値の地域外への流出を防ぎ、製販一体となった製品開発・研究を推進することで、消費者のニーズを反映させた製品を国内外に展開し、産地産業の強化を図る。このように、卸商社及び中小製造業者の集積を効果的に活用し、産地一貫の製造流通体制の構築を目指していく。

⑤燕市の中小製造業者の集積を活用したオープンファクトリーの推進による観光振興

本地域は、金属加工を中心とする中小製造業者が集積しており、近年では燕三条地域の製造業者等が一斉に工場を開放するイベント『燕三条 工場の祭典』が人気を博している（2016年来場者数 35,143人 ※前年比 55%増）。そのような中で、イベント時に限らず常時工場を一般向けに開放し、製造工程を見学してもらう“オープンファクトリー”化する企業も出始めている（平成29年8月現在 5社）。燕市ではこういったオープンファクトリーを観光資源としてより一層推進するために「産業観光受入体制整備事業補助金」を整備しており、産業観光による交流人口の増加を図り、地場産業のブランド強化や人材確保にもつなげている（産業観光受入体制整備事業補助金を利用した企業（3社）の平成28年度の受入人数は合計で6,874人）。今後も、中小製造業者の集積を活用したオープンファクトリーを、観光振興及び地場産業のブランド強化のために推進していく。

⑥燕市のオープンファクトリーのノウハウを活用した農林水産分野

本地域では、工場を一般開放して見学してもらうオープンファクトリー化する企業が製造業において増えてきているが、オープンファクトリーのイベント『燕三条 工場の祭典』では、製造業（工場）だけでなく農家（耕場）も農園を開放し、収穫作業などを一般の方に体験してもらい、好評を得ている（平成 28 年度は 6 農家が参加）。このイベントにおける来場者（2016 年来場者数 35,143 人）は、全体の約 4 割が県外からの者であり、県外の人を呼び込んでファンを獲得するノウハウを得ることに繋がっている。

また、本地域の農業は販売金額に占める稲作の割合が 76% と高いが、農業所得向上のため、コメ以外の地域農産品のブランド化や、また本地域の一大産業である金属加工製品には「食」に関連した洋食器やハウスウェア製品が多いことから「農」と「工」及び「商」が一体となった販促活動など、ファンを獲得する新たな取組も出始めており、平成 28 年以降、農商工が連携したイベントが 4 件、商品開発が 3 件生まれている。

このことにより、『燕三条 工場の祭典』などで得たノウハウを地域農業のブランド化にも活用し、若手農業者による新たな取組や農商工連携の取組を支援する事業を展開しているところである。

市内で積極的な取り組みが始まったオープンファクトリーについて、そこで得たノウハウを大きな潮流として活用し、6 次産業化や農商工連携による特産品の開発等を含めた地域農業のブランド化を図り、農林水産分野に取り組んでいく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

地域の特性を活かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

（２）制度の整備に関する事項

①固定資産税の不均一課税措置

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の不均一課税措置に関する条例を制定している。

②不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置

活発な設備投資が実施され、かつ、収益増加（付加価値増加）への取組を促すため、一定要件を課した上で、不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置に関する条例を

制定する。

③企業立地促進補助金

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、企業立地に関する補助制度を整備している。現在の要件等について、地域経済牽引事業における活用も踏まえて改正も視野に入れながら検討していく。

④新商品新技術開発支援補助金

一定の要件を課した上で、中小企業が行う新商品や新技術の開発に対する補助制度を整備している。

⑤創業に関する支援制度の整備

空き工場等を活用した創業に対する家賃補助制度や、創業時の借り入れに対する利子補給金制度などを通じて創業する者の支援を行う。

⑥産業観光受入体制整備事業補助金

工場等を一般観光客向けに開放するために必要な整備に対して補助金を交付することで、産業観光を推進する。

⑦農商工連携ビジネス創出支援事業補助金

農業者が行う、商工業者と連携した新商品開発や販路拡大等の取組に対して補助金を交付し、農業の高付加価値化を支援する。

⑧地方創生関係施策

平成 29 年度～34 度の地方創生推進交付金を活用し、次の施策を実施する予定

- ア ①成長ものづくり分野、②I o Tの地域展開分野、③創業・イノベーション分野、④ものづくり分野において、設備投資支援等による事業環境整備や、製品・技術開発、販路開拓、生産性向上、専門家派遣、人材育成・確保、事業継承、事業環境PR等の支援施策を実施する予定
- イ ⑤オープンファクトリーの推進による観光振興分野において、DMO形成、観光コンテンツ開発、ハード・ソフト両面に渡る受入体制整備や、マーケティング、誘客PR等の支援施策を実施する予定
- ウ ⑥農林水産分野において、設備投資支援等による事業環境整備や商品・技術開発、事業者間連携構築、販路拡大、PR事業、地域農業の経営体や基盤整備等の支援施策を実施する予定

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 燕市が保有するデータのオープン化

燕市が保有する各種データを、事業者や一般市民が利活用しやすいような形式で公開する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

燕市産業振興部商工振興課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 新潟県工業技術総合研究所県央技術支援センターによる試験研究機器の充実化

地域企業の研究開発を支援するため、新潟県工業技術総合研究所県央技術支援センターの試験研究機器の充実化を図る。

② つばめ産学協創スクエア事業

産業振興と地域活性化を図るため、産学官金等が連携してものづくりに関心のある学生等を対象にしたインターンシップを推進し、UIターン就労、創業の促進及び人材育成に取り組む。

③ 事業承継支援

「燕三条地区事業承継支援ネットワーク」として地域金融機関等と連携しながら、地域一体となった事業承継支援に取り組む。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度～ 5 年度
【制度の整備】			
①固定資産税の不 均一課税措置	運用	運用	運用
②不動産取得税、法 人県民税、事業税の 減免措置の創設	9 月議会に条例提 案・審議 10 月施行、受付開始	運用	運用
③企業立地促進補 助金	運用（要件等につき 見直しを検討）	運用（要件等につき 見直しを検討）	運用
④新商品新技術開 発支援補助金	運用	運用	運用
⑤創業に関する支 援制度の整備	運用	運用	運用
⑥産業観光受入体 制整備事業補助金	運用	運用	運用
⑦農商工連携ビジ ネス創出支援事業 補助金	新設	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①燕市が保有する データのオープン化	2～3 月 データの公開開始	順次 データの公開	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	10 月 相談窓口の設置	運用	運用
【その他】			
①県央技術支援セ ンターによる試験 研究機器の充実化	－	新規設備機器の導入	運用
②つばめ産学協創 スクエア事業	インターンシップ プログラムの試行、 拠点施設の整備	運用	運用
③事業承継支援	継続活動	継続活動	継続活動

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたり、新潟県の公設試験研究機関である新潟県工業技術総合研究所県央技術支援センター、新潟県・燕市・三条市・業界団体の出捐による（公財）燕三条地場産業振興センター、地域大学として新潟大学や長岡技術科学大学、地域の金融機関などがそれぞれの強みを活かしながら十分に連携して支援を行っていく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①新潟県工業技術総合研究所

○技術支援（技術相談、依頼試験、機器貸付、セミナー等情報提供など）

企業の技術的な課題に対する相談や情報提供、製品開発等で必要な試験・検査・分析、試験研究機器の貸付等

○研究開発（共同研究、受託研究、調査研究など）

企業との共同研究や受託研究、成長分野への参入促進に向けた調査研究等

○起業家支援

インキュベーション施設の設置、技術・経営支援等

②公益財団法人燕三条地場産業振興センター

○研究開発施設機器の整備

地域中小企業の製造及び試作開発に伴う技術的な問題に対応できる施設機器の整備を行い、技術開発を支援する。

○企業人材育成事業の実施

提案型技術営業力の強化や、統合的なマネジメント能力を身に付けるための研修を行い、新たなビジネスモデルや産業のグローバル化に対応できる経営管理者、事業後継者、技術管理者の養成を図る。

○各種研究会の組織

I o Tセンシング研究会、3 Dプリンタ活用技術研究会などの各種研究会を組織し、その中で情報交換・共同研究等を行うことにより地域企業の新技術導入を支援する。

③中小企業大学校三条校

○各種研修の実施

経営・財務・営業等の幅広い分野の研修を実施し、地域企業の人材育成を行う。

④新潟県立三条テクノスクール

○技能者育成、在職者訓練の実施

地域産業を支える人材の育成として、若年者を対象に、メカトロニクス・工業デザイン・

生産システムなどの分野で職業訓練を実施し技能者の育成を図る。また、施設の貸出、指導員の派遣、オーダーメイド型の職業訓練を実施し、在職者の人材育成を支援する。

⑤燕商工会議所、吉田商工会、分水商工会

○経営能率向上、経営改善に関するセミナーの実施

地域企業の経営能率向上、経営改善に資するセミナーを実施する。

⑥地域大学（新潟大学、長岡技術科学大学等）

○燕市と連携した産業振興

新潟大学、長岡技術科学大学は燕市と包括連携協定を締結しており、連携して地域の産業振興に取り組んでいく。

⑦公益財団法人にいがた産業創造機構（N I C O）

○設備投資、新規創業、新分野進出、経営革新、製品・技術開発、付加価値向上、販路開拓、経営基盤強化、人材育成、産学連携等に対して、資金・情報ノウハウ・専門人材等の提供等により幅広い支援を実施

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

地域経済牽引事業の促進にあたっては、各種環境法令の順守や環境保全・環境負荷の低減に向け十分配慮していくものとする。

燕市においては、平成18年9月に環境施策の指針となる燕市環境基本条例を制定し、市・市民・事業者それぞれの環境保全に必要な措置を講ずる責務を定めた。

平成21年3月には、この条例を具体化し、身近な地域環境から地球環境に至るまでの、幅広い保全や創造に関する環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、目標や環境施策の大綱等を定めた燕市環境基本計画を策定し、平成21年度から各種施策に取り組んでおり、平成28年度からは第2次燕市環境基本計画として、この取組を継続している。地域経済牽引事業活動に伴う周辺住民の生活環境への影響については、燕市環境基本計画に基づき新潟県と燕市が緊密な連携を図りながら、大気汚染、水質汚濁の防止や騒音・振動などの低減等のため助言・指導を行うなど、促進区域における環境負荷低減に向けた取り組みを推進することにより、地域環境保全に十分な配慮を行うこととする。また、促進区域の事業活動によって生ずる廃棄物については、環境保全担当課と産業振興担当課とが一体となり、環境の保全に配慮した対策を講じていく。

さらに、必要に応じて環境保全についての住民説明会や工場見学などを行い、地域と一体となりながら企業との相互理解を十分図り、よりよい関係が構築できるように努力していく。

(2) 安全な住民生活の保全

新潟県では、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現のため、平成17年7月に「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定し、県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体による犯罪の防止のための自主的な行動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進している。地域経済牽引事業の促進にあたり必要となる安全な住民生活の保全に関しては、「燕市防犯組合連合会」を中心として、燕警察署と関係機関・団体と緊密な連携を図っていく。

行政、住民、事業者らが協力して、住民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動するとともに、地域の連帯感を高め、お互いに見守りあい、犯罪の起きにくい安心・安全なまちづくりに積極的に取り組んでいく。

(3) その他

①PDCA体制の整備

毎年度、有識者会議（地域経済牽引事業促進協議会）を開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域1の区域内においては、以下のとおり農地が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

なお、重点促進区域2及び重点促進区域3については農村地域産業導入地区となっている。

【重点促進区域1】

(農地)

別紙2のとおり

燕市においては重点促進区域内の遊休地等の把握に努め、事業者適切に情報開示することとする。その上で、やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合には、(2)に記載する方針により土地利用調整を行う。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

なお、重点促進区域2及び重点促進区域3については、農村地域産業導入地区となっており、土地利用調整計画は策定しない。

①農用地区域外での開発を優先すること

東太田字阿根、小関字江東、小関字大通、蔵関字道下、蔵関字江西、蔵関字江東、杉柳字杉柳、杉名字杉名の一部は農用地区域となっているが、当該区域外での開発を優先することとする。

②周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること

やむを得ず集团的農地において土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において開発を行う場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

ほ場整備事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤次の事項により、農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

○農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めない。

○農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めない。

○農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めない。

○農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先する。

10 計画期間

本計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本

計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和５年度中に作成する予定である。そのため、令和５年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和５年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和５年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）